

羽生都市計画土地区画整理事業の変更（羽生市決定）

都市計画東部土地区画整理事業を次のように変更する。

名 称		東部土地区画整理事業			
面 積		約 33.8 ha			
公共施設の配置	道 路	種 別	名 称	幅員	備 考
		幹線街路	3・4・3 駅前大通線	16m	これらについては、別に都市計画において定めるとおりとする。
		幹線街路	3・5・13 南城沼線	12m	
		幹線街路	3・4・5 東部藤井上組下羽生線	16m	
		幹線街路	3・5・14 宮田通線	12m	
	都市計画街路駅前大通線を根幹として、区画街路（幅員13m～4m）を宅地の利便に供するように適宜配置する。				
公園及び緑地	種 別	名 称	面 積	備 考	
	街区公園	2・2・4 東谷公園	約0.43ha	（羽生平和公園）	
	街区公園	2・2・5 旭町公園	約0.49ha		
	土地利用や誘致距離等を考慮し、区域面積の3%以上、かつ、計画人口1人当たり3㎡以上の公園を配置する。				
その他の公共施設	区域内の下水を適切に処理できるように、下水道を配置する。				
宅地の整備	<p>一般住宅用地については、短辺40m～50m、長辺80m～150mを標準とした街区を確保するよう計画する。</p> <p>また、都市計画街路駅前大通線の沿道については、近隣の住宅地の住民に対する日用品の供給を行う施設の立地に適するよう計画する。</p>				

「施行区域は計画図表示のとおり」

理由

昭和43年に都市計画決定した約36.7haのうち、約2.9haの事業未着手区域を除外し、約33.8haに施行区域を縮小するものである。

都市計画として定める区域

羽生市 南5丁目、東1丁目、東6丁目及び東7丁目の各一部